

## 日本糖尿病学会 学術調査研究等倫理審査委員会規定

- 第1条 本内規は学術調査研究等倫理審査委員会(以下本委員会と略す)に関する規定である。
- 第2条 本委員会は、日本糖尿病学会が指定する学術調査研究等について、その実施計画その他の倫理上の問題点の有無を遵守すべき法令および指針に則って審査し、その活動が円滑に実施されるようにすることを目的とする。倫理上の問題点がある場合には、それについての指摘を行ない、是正を勧告する。
- 第3条 本委員会の委員は、平成26年12月22日付け文部科学省・厚生労働省の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に基づき、
- ①医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
  - ②倫理学・法律学の専門家等、人文・社会科学の有識者
  - ③研究対象者の観点も含めて一般の立場から意見を述べることのできる者
- それぞれから各1名以上、男女両性および本学会に所属しない複数の者を含む、5名以上で構成されるよう理事長が指名し、理事会により承認を受ける。
- 第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。
- 第5条 委員長は委員の中から理事長が指名し、理事会の承認を受ける。
- 第6条 委員長は、委員の中から副委員長を指名する。副委員長は、委員長が職務を執行できない場合、これを代行する。
- 第7条 委員会の開催にあたっては、第3条に示した委員の各構成要件をすべて満たすものとする。
- 第8条 委員は、自らが関与する事案については、審議に参加することができない。これによって、委員会の開催要件を満たすことができなくなる場合には、理事長は特例委員を指名し、理事会の承認を受ける。特例委員の任期は当該事案の審議が終了するまでの期間とする。
- 第9条 任期の途中で委員に欠員が生じた場合には、理事長はその補充のため新たに委員を指名し、理事会の承認を受ける。当該委員の任期は、前任者の残余の任期とする。
- 第10条 審議方法については、学会規定の申請書に記載され提出された内容について討議する。討議方法については、①委員を招集して委員会を開催する。または、②各委員が回答書にて意見を述べ、そのまとめを委

員長が行なったのち再度委員の意見をまとめる持ち回り審議を行なうものとする。

第11条 本委員会において承認された事案について、申請書の記載事項に反する行為が発覚した場合には、本委員会はそれについて指摘を行ない、改善勧告を行なうものとする。

第12条 本規定は平成 27 年 8 月 9 日より施行する。